



絵手紙作品展の様子

和文化で岩国を盛り上げたい

金本智代さん | 市民活動団体
「縁(えにし)の糸」代表

ー活動内容を教えてください

岩国市は錦帯橋をはじめとした文化的にも歴史的にも後世に伝えていきたい芸術が多くあります。縁の糸は着付けや絵手紙などを通して和文化の心や芸術の伝承、活性化に向けた活動を行っています。

ー市の助成金をどんなことに活用しましたか

今年度初めて取り組んだ絵手紙作品展で遠方から素晴らしい絵手紙の講師を呼ぶことができ、ワークショップや講演を行うことができました。市内外や地域の小学校から多くの参加をいただき、作品展を通して相手を深く思いやる心の文化を広め、地域を元気にできたと実感しています。

今後も和文化をより身近に感じてもらえるようなイベントを行い、知ることさらに自分の世界が豊かになることを多くの人に発信していきたいです。

私たちの会はここが きらり★

縁の糸は和文化を多くの人と共有し、大事にすれば思いやりの心が育まれると信じて活動しています。自分たちの取り組みが誰かに癒しと元気を届けられることを楽しみ、会としても個人としてもきらきらし続けることを大切にしています。



楽しく子育てに向き合う きっかけをサポート

長尾早百合さん | 市民活動団体
「ちびっこサークルみつばち」代表

ー活動内容を教えてください

リトミックや演奏会の開催など親子で楽しめるようなイベント、親のリフレッシュを目的に託児付きヨガなどを開催しています。親同士の交流や子育てに関する情報交換の場をつくることで、楽しく子育てができる環境づくりのサポートをしています。

ー市の助成金をどんなことに活用しましたか

リトミックやヨガの講師を招く、親や上の子が気兼ねなく参加できるように保育士を配置する、子供たちに本物の音楽に触れさせるための演奏会を実施するなどの行事に活用しました。こういった事業を通してお母さんたちが外に目を向けることができ、親の孤独感の解消にもつながりました。



リトミック教室

託児があるから
のびのび参加できます

私たちの会はここが きらり★

子育て世代は、人とのつながりが希薄になりがちです。「いろいろなことを経験させて育てたい、でもなかなか外とつながれない」という思いを持っている人をつなぎ、やりたいうことをできるところから叶えていこう！と無理をせず、楽しんで取り組んでいます。



市民活動を始めたいな…そんなときはご相談ください

市民活動と一口に言ってもさまざまな活動があります。地域の自然整備、子育て世代を対象にした交流会や講座の実施など、幅広い分野でさまざまな市民活動団体が活躍しています。

市民活動に興味がある、市民活動団体を結成し

て地域のために活動したいと思っている人は、市民協働推進課に相談してください。

市民活動団体の立ち上げ方や支援制度の紹介などのアドバイスを行っていますので気軽にお越しください。

ご存じですか？市の制度を活用できるんです あなたのやりたいことが きらり★と輝く



市では新たに市民活動を始めようと思ったり、既に市民活動を行ったりしている個人や団体に活動費用の一部を補助するなどの支援を行っています。

現在、市内では100の市民活動団体がさまざまな分野で活動を行っています。地域や社会の役に立つような活動をしたいと思っている人は、市の制度を活用して市民活動を始めてみませんか？

図市民協働推進課 ☎(29)5015

みんなの夢をはぐくむ交付金 申請期間：4月1日(金)～5月9日(月)



ホームページ

自治会や市民活動団体が行う非営利で自主的な公益活動に交付します。

1 スタートアップ事業

対象事業

団体自らが企画し実施する新規の事業

交付金額 対象経費の3分の2

上限額 初年度＝30万円

2・3年目＝各20万円

U30応援枠 代表者(成人)以外が30歳以下の人で構成されている団体に、10万円まで全額交付

2 パワーアップ事業

対象事業

既存事業の拡充や改善など団体の活動の発展を図る事業

交付金額 対象経費の3分の2

上限額 10万円

※過去3年間に当交付金の交付決定を受けた団体は対象外

ここが
きらり！

改善があれば、現事業の内容でも交付を受けることができます

3 協働事業

対象事業

他の市民活動団体と事業の計画から実施までを連携して行う新規の事業

交付金額 対象経費の3分の2

上限額 初年度＝50万円

2年目＝30万円

3年目＝20万円

ここが
きらり！

他団体と連携して活動することで、さまざまな事業の実現の可能性が広がります

市民活動人材育成事業補助金 申請期間：4月1日(金)～随時



ホームページ

市民活動に関係する研修会などの参加や開催に必要な費用の一部を補助します。

1 研修会等参加事業

対象事業 市民活動に係る国内外での研修会、講演会、実習への参加事業

補助金額 対象経費の2分の1 (上限額＝10万円)

対象経費 受講料・参加料、交通費、宿泊費

※過去3年間に当補助金の交付決定を受けた人は対象外

2 研修会等開催事業

対象事業 市民活動団体の構成員の人材育成のために実施する研修会などの開催事業

補助金額 対象経費の2分の1 (上限額＝10万円)

対象経費 報償費、交通費、宿泊費、使用料など

※過去3年間に当補助金の交付決定を受けた団体は対象外